

第三者点検における観点

〔適合性の観点〕

観点 1	説 明
しきい値判断に誤りはないか。	対象人数が 30 万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
観点 2	説 明
適切な実施主体が実施しているか。	全項目評価の対象事務については、地方公共団体の長である墨田区長が実施するものであることから、実施主体は適切である。
観点 3	説 明
公表しない部分は適切な範囲か。	評価書の内容は、全て公表することとしている。
観点 4	説 明
適切な時期に実施しているか。	一部「重大な変更」に当たる事項についても事前の評価であり、評価書全体についても前回保護評価の再実施を行った日（平成 30 年 3 月 30 日）から 5 年を経過する前に再実施を行っている。
観点 5	説 明
適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	区民への意見募集については、令和 5 年 1 月 21 日から令和 5 年 2 月 20 日までの 1 か月間実施しており、意見募集の方法は適切である。意見は 0 件であったが、結果についてはホームページで公表しており、事後の措置も適切である。
観点 6	説 明
特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	地方税に関する事務の全ての項目について、求められる事項を具体的に記載している。

〔妥当性の観点〕

観点 7	説 明
記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	墨田区において、区民部税務課が対象となる事務を担当しており、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる部署である。

観点 8	説 明
特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	
(1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	(1) 地方税に関する事務について、事務全体の概要及び処理の流れを具体的に記載している。また、事務で連携する全てのシステムについて、システムの機能等の基本情報を具体的かつ明確に記載している。
該当箇所	I 基本情報（P3～P10）、（別添 1）事務の内容
(2) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要（特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去）について、具体的に分かりやすく記載しているか。	(2) 特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去について、具体的かつ明確に記載している。
該当箇所	II 特定個人情報ファイルの概要（【住民】 P11～P31・住民税賦課ファイル提供先 21 以降・住民税賦課ファイル移転先 21 以降、【軽自】 P32～P35、【収納】 P36～P39、【滞納】 P40～P45）

観点 9	説 明
特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかを具体的に記載している。また、変更の内容についても、実務上で発生する例外ケースを見直し、具体的な措置手段を記載している。
該当箇所	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（【住民】 P50～P58、【軽自】 P59～P66、【収納】 P67～P74、【滞納】 P75～P81）

観点 10・11	説 明
特定されたリスクを軽減するために、講ずべき措置についての記載は具体的か。記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
(1) 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(1) 住民や他団体から必要最低限の特定個人情報を適切かつ安全な方法で入手するための措置、本人性と真正性を担保するための措置、入手後の情報の正確性を保つための措置等を具体的に記載している。
該当箇所	III 2. 特定個人情報の入手（【住民】 P50、【軽自】 P59、【収納】 P67、【滞納】 P75）

(2) 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(2) 目的外の使用に関する措置、特定個人情報へのアクセス方法及びユーザ管理に関する措置、システムの操作ログに関する措置等を具体的に記載している。
該当箇所 Ⅲ 3. 特定個人情報の使用（【住民】P51、【軽自】P60、【収納】P68、【滞納】P76）	
(3) 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(3) 委託先における情報管理体制、閲覧者等の制限、取扱いの記録及びルールに関する措置等を具体的に記載している。
該当箇所 Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（【住民】P52、【軽自】P61、【収納】P69、【滞納】P77）	
(4) 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(4) 特定個人情報の提供・移転の記録に関する措置、情報漏えいや紛失、誤った提供・移転を防止する措置等を具体的に記載している（軽自動車税賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理ファイルは該当なし）。
該当箇所 Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（【住民】P53～P54）	
(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(5) 情報提供ネットワークシステムを通じて適切な方法で、正確に特定個人情報を入手・提供するための措置等を具体的に記載している（滞納整理情報ファイルは該当なし）。
該当箇所 Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続（【住民】P54～P56、【軽自】P63～P64【収納】P71～P72）	
(6) 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(6) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するための物理的及び技術的な措置、死者の個人番号の保管に関する措置、特定個人情報を最新の状態で保管し適切に消去するための措置等を具体的に記載している。
該当箇所 Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去（【住民】P57～P58、【軽自】P65～P66、【収納】P73～P74、【滞納】P80～P81）	
(7) 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。	(7) 自己点検・監査や職員等の教育・啓発に関する措置等を具体的に記載している。
該当箇所 Ⅳ その他のリスク対策（P82）	
(8) その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(8) 各項目において具体的に記載しており、これらは特定個人情報の目的に照らして妥当なものといえる。
該当箇所 Ⅳ その他のリスク対策（P82）	

観点 12	説 明
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の項目において、リスクの認識及び適切な措置に取り組むことを宣言しており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
該当箇所 表紙（P1）	